

蒲郡市水道事業臨時用給水に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号。以下「条例」という。）第20条第2項第4号に規定する臨時用の給水（以下「臨時用給水」という。）の取扱いについて、法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(申込み)

第2条 臨時用給水の申込みをしようとする者は、蒲郡市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道管理規程第7号。以下「規程」という。）第3条第1項に規定する申込書にあわせて、臨時用給水申込書（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

(使用期間)

第3条 臨時用給水の期間は、当該給水の開栓から1年以内とする。ただし、市長が必要であると認める場合は、この限りでない。

(基本料金)

第4条 臨時用給水の基本料金は、条例第28条の規定に基づき、免除するものとする。

(水道メーターの口径)

第5条 臨時用給水における水道メーターの口径は、条例第4条第1項により給水装置工事の承諾を受けた水道メーターの口径とする。

(閉栓)

第6条 臨時用給水の閉栓は、当該給水装置の工事検査に併せて行うものとする。

2 条例第27条第1項第3号の規定による臨時用給水の閉栓手数料は、条例第28条の規定に基づき、免除するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、臨時用給水に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市水道事業臨時用給水に関する取扱要綱の規定による第1号様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

臨時用給水申込書

年 月 日

蒲郡市水道事業
蒲郡市長 様

申込者 住 所
(使用者) 氏 名
TEL

水道を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

給水装置工事 申込者	
装置場所	
給水の期間	
同意書	給水契約については、蒲郡市水道事業給水条例及び蒲郡市水道事業給水条例 施行規程を契約の内容とすることに合意します。